平成十五年 号外第四十四号 六月十七日 火 日

曜

### 次

### 選挙管理委員会

目

収支報告書の要旨の公表......三 

職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解 を有する者の一定数・条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権・

兀

兀

匹

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数.

## 選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十三号

条第二項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、 平成十五年六月十七日 第七条及び第十九

山梨県選挙管理委員会

委 員長 石 澤 道

夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出
政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
信和会	斉 藤 和 由	深沢二郎	甲府市朝気二丁目一番一八号	一月一日 平成十五年	一 月 六 日 年
古見金弥後援会	古見昭弘	増田和吉	大月市七保町下和田八四四	四月十八日	四月二十二日
「みんなでかえよう!大月市」	河西万文	清水絹代	大月市猿橋町殿上四八三 一	五月十日 平成十五年	五月十四日
井上ふみお後援会	山崎芳包	山田俊雄	大月市富浜町鳥沢一八九一 二	平成十五年	平成十五年

Щ

梨 県

公

報 号

外

第四十四号

平成十五年六月十七日

~
県
公
報
号
外
第四十四号
平成十五年六月十七日

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分	政治資金規正	日本共産党	森本ゆみこ後援会	前信会	の会の会の気	原の日本フロンティ	
公明党山梨第三総支部		公明党山梨第二総支部		公明党山梨第一総支部	河道	台重盟    山梨県土地家屋調査士政	* TU - T - T - T - T - T - T - T - T - T	全国小売酒販政治連盟山		山梨県林業政治連盟		水岸富美男後援会		篠原うずひこ後援会	名称	政治資金規正法第七条による届出	・山崎喜美後援会	後援会		の会「上野原町を元気にする」人々	ティアの会」上野	
小林 永子	杉本 栄一	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	雨宮 五六	堀内 征治	藤本紘	政 市川 哲郎	寺本 茂次	山 八巻 睦					内藤 友矩	皆川信一	代表者氏名	届出事項の異動届	竹田昌宏	森本由美子	新田恵男	長田通幸	池端孔市	
中込量	山本日出夫	平井猛	大 村 幾久夫	中山善雄	秋山	村松一榮			神島薫	樋川弘文			矢 崎 茂 和	皆 川 信 一	会計責任者		河西春子	森本由美子	前田親保	杉本英美	杉本英美	
中巨摩郡竜王町万オー六九番七号	大月市大月町花咲一五三四番	富士吉田市上吉田五丁目八番一一号	塩山市上於曽六六二番九号	甲府市宮原町三九番一〇号			甲府市中央四丁目一二 二二	韮崎市本町二丁目四 一五			都留市一二五	都留市境一二五			主たる事務所の所在地		大月市笹子町黒野田一七五一	韮崎市円野町上円井二一 六七(三)	南都留郡西桂町下暮地六六三	北都留郡上野原町上野原七九四〇	北都留郡上野原町上野原七九四〇	
平成十五年	六月三日	平成十五年	六月三日	平成十五年	五月三十日	平成十五年	五月二十八日	平成十五年	四月一日	平成十五年	五月二十六日	平成十五年	四月二十日	平成十五年	異動年月日		五月十日 年 年	六月三日 平成十五年	五月二十八日	五月二十四日 平成十五年	五月二十三日 平成十五年	五月二十一日
平成十五年	六月五日	平成十五年	六月五日	平成十五年	六月二日	平成十五年	五月二十八日	平成十五年	五月二十七日	平成十五年	五月二十六日	平成十五年	四月二十日	平成十五年	届出年月日		六月 六月 六日 千五年	一	五月二十八日平成十五年	五月二十七日平成十五年	五月二十七日	五月二十一日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
	武藤茂美を励ます会		山梨県税理士政治連盟		全国市民連合会山梨		勝友会	
宮下 金之	加々美堆伸	窪田 道也	末木 好臣					青木正雄
		末木徳夫	深澤公人			郷田和美	永 田 光 明	入倉長俊
富士吉田市小明見二三八八	富士吉田市小明見二三六四			都留市上谷四 二	都留市上谷四 三 一四	南都留郡西桂町下暮地六八八	南都留郡西桂町下暮地六八三	韮崎市韮崎町上ノ山九五六番
六月六日	平成十五年	六月六日	平成十五年	六月六日	平成十五年	六月四日	平成十五年	六月三日
六月九日	平成十五年	六月九日	平成十五年	六月六日	平成十五年	六月五日	平成十五年	六月五日

## 政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

	氏 名 公職の種類
	資金管理団体の名称
	主たる事務所の所在地
* = = =	代表者氏名
<u>z</u>	指定年月日
Ž L	届出年月日

## 山梨県選挙管理委員会告示第六十四号

十七条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十条の規定に基づき、 平成十五年六月十七日 山梨県選挙管理委員会 同法第 夫

委員長 石 澤 道

政治資金規正法第17条第1項

平成12年1月1日から平成12年12月31日まで

政治団体の収支報告書の要旨

収入・支出の総額

本年収入額

Щ

梨県

公報号外

前年繰越額

(1) 収入総額

政治団体の名称

報告年月日

大日本聖史塾

平成15年4月28日

(2)支出総額

(3)翌年への繰越額

0 日 田

平成13年1月1日から平成13年12月31日まで 政治資金規正法第17条第1項

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 大日本聖史塾

収入・支出の総額

報告年月日

(1) 収入総額

前年繰越額 本年収入額

平成15年4月28日

0 田

0 0

(3) 翌年への繰越額 (2)支出総額 0 0 東八代郡

# 山梨県選挙管理委員会告示第六十五号

である。 の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

平成十五年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

塩山市

甲府市

富士吉田市

南都留郡

北巨摩郡

北都留郡

中巨摩郡

四、〇九三

# 山梨県選挙管理委員会告示第六十六号

び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法 である。 乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおり 三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を 律第百六十二号) 第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十六条第一項、第八十一条第一項及

平成十五年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

一八四、一〇八

# 山梨県選挙管理委員会告示第六十七号

乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。 超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を 議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条第一項の規定による山梨県議会

平成十五年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道

夫

三分の一の数

発行者

Щ

梨

県

選挙区名

東山梨郡

九一六

西八代郡 南巨摩郡

\_ ţ = = = 五九六

八四六 五九五

七五八

八八八〇七四二七一六四 - 五四八 七三二 =

二七 五五

山梨市

都留市・西桂町

大月市

韮崎市